

令和3年7月吉日

関係各位

公益社団法人日本診療放射線技師会
会長 上田克彦
公益社団法人福島県診療放射線技師会
会長 新里昌一
—公印略—

診療放射線技師の告示研修開催についてご周知のお願い

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、本会の事業に賛同していただきまして、感謝申し上げます。

さて、すでにご承知とは存じますが、このたび、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」が第204回国会（常会）において2021年5月21日に成立致しました。これは、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取り組みに対する支援の強化等の措置を講ずることを目的としております。今回の法改正では、各医療関係職種の専門性の活用の中に、タスク・シフト/シェアを推進し医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を生かせるよう各職種の業務範囲の拡大を行うこととされ、診療放射線技師法の改正も含まれております。

法律案が成立したことを受けて、新たな診療放射線技師法は2021年10月1日から施行され、診療放射線技師の業務が追加されることに伴い、全ての診療放射線技師免許取得者に対する告示研修を実施する予定です。この告示研修は7月中旬を目途に日本診療放射線技師会に対して厚生労働省から告示指定の通知が発出される予定となっており、これを受けて実施するのが告示研修となり、全ての診療放射線技師が本会の告示研修を受ける義務が生じました。

つきましては、貴施設の診療放射線技師の皆さまに、ご周知頂きたく同封にてポスターを送付させていただきましたので、ご活用いただければ幸いです。

敬具

※本件詳細は、日本診療放射線技師会特設サイトをご参考いただければと存じます。

http://www.jart.jp/activity/kokujikousyuu_2021.html

